

### 3 ケーシング

---

# 3.1 欧州連合

## 3.1.1 衛生証明書

画面下部に表示されるボタンは、入力状況によって異なります。

申請書明細は最大 1 個まで登録可能です。2 個以上の場合は別途追加で申請してください。

### ■ 申請書入力

申請書入力画面 (欧州連合 ケーシング 衛生証明)

前証明書番号

**輸出入情報**

EU等の国名

**輸出業者情報**

名称	英語	<input type="text" value="Yushutsu Tarou"/>
所在地	英語	<input type="text" value="1-1-1,MaruChou,Fuchu Shi,Tokyo"/>
所在地(国)	英語	<input type="text" value="Japan"/>
ISO 国名コード		<input type="text" value="112222"/>

**輸入業者情報**

名称	英語	<input type="text" value="Abcd Foods Inc."/>
所在地	英語	<input type="text" value="123 Xxx Rd, Dummy, Abc A11 1A1,Canada"/>
所在地(国)	英語	<input type="text" value="china"/>
ISO 国名コード		<input type="text" value="111111"/>

**生産・加工・保管施設情報**

製造施設	認定番号	<input type="text"/>	<input type="button" value="検索"/>
	名称	英語 <b>必須</b>	<input type="text" value="JP444444M"/>
	所在地	都道府県 <b>必須</b>	<input type="text" value="東京都"/>
		市町村 <b>必須</b>	<input type="text" value="中央区"/>
	所在地	英語 <b>必須</b>	<input type="text" value="1-1-5,MaruChou,Maru Shi,Tokyo"/>

荷送人を入力してください。

荷送人住所・連絡先を入力してください。

荷受人を入力してください。

荷受人住所・連絡先を入力してください。

認定番号(食肉製品製造施設)を入力してください。

施設名称(食肉製品製造施設)を入力してください。

所在地(食肉製品製造施設)を入力してください。

その他入力項目

原料ケーシング由来動物の生産国	英語	必須	JAPAN
原料ケーシングの生産国	英語	必須	JAPAN
輸送温度		必須	<input type="checkbox"/> 常温 <input checked="" type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍
製造年月日(開始)		必須	2022-03-08
製造年月日(終了)		必須	2022-03-08
ロット番号/ Batch No.		必須	210322-01,210322-02
動物の種類	英語	必須	bovines
合計梱包の数	数量	必須	10
	単位	必須	Barrel
合計正味重量	重量	必須	2000.00
	単位	必須	kg
合計総重量	重量	必須	2000.00
	単位	必須	kg
要件 1 (牛、羊又は山羊に由来するケーシングの要件)			<input type="checkbox"/> (i) ケーシングの由来の動物は、委員会決定第2007/453号において、無視できるBSEリスクと分類されている国で生まれ、継続して飼養され、と畜されている。 <input checked="" type="checkbox"/> (ii) ケーシングの由来の動物は、委員会決定第2007/453号において、管理できるBSEリスクと分類されている国で生まれ、EU規則第999/2001号附則5の1(a)(iii)に規定されるSRMを含まず(牛に限る。)、と畜時に調査内にガスを注入する方法又はヒツキングが行われている。 <input type="checkbox"/> (iii) ケーシングの由来の動物は、委員会決定第2007/453号において、不明のBSEリスクと分類されている国で生まれ、EU規則第999/2001号附則5の1(a)(iii)に規定されるSRMを含まず(牛に限る。)、と畜時に調査内にガスを注入する方法又はヒツキングが行われておらず、OIE陸生生物コードに規定される肉骨粉及び臓腑がさが経銷されていない。
要件 2 (牛、めん羊、山羊又は豚に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件) ※ 英国向け以外			<input type="checkbox"/> (i) ケーシングが製造及び発送された区域は、規則第2016/429号第230条(1)に基づき委員会によって採択された膀胱又は腸が由来する動物の生鮮肉の輸出が認められる第三国及び地域のリストに掲載されている。 <input checked="" type="checkbox"/> (ii) 製造の過程において、20℃以上で連続30日間以上、以下のa又はbのいずれかの塩漬処理がされている(該当する項目に✓印を付すこと。) <input type="checkbox"/> a. NaCl (乾燥粉末又は飽和食塩水 (水分活性0.80未満)) <input checked="" type="checkbox"/> b. リン酸混合物 (重量比: 86.5%NaCl, 10.7%Na2HPO4, 2.8%Na3PO4) (乾燥粉末又は飽和溶液 (水分活性0.80未満))
要件 3 (牛、めん羊、山羊又は豚以外の動物に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件) ※ 英国向け以外			<input type="checkbox"/> (i) 連続30日間以上、NaClを用いて塩漬処理がされている。 <input checked="" type="checkbox"/> (ii) 漂白されている。 <input type="checkbox"/> (iii) コキの後、乾燥されている。
要件 4 (英国向けケーシングの要件)			<input type="checkbox"/> (i) 連続30日間以上、NaClを用いて塩漬処理がされている。 <input checked="" type="checkbox"/> (ii) 漂白されている。 <input type="checkbox"/> (iv) コキの後、乾燥されている。
輸出検査申請を予定する動物検疫所	必須		横浜動物検疫所

該当する輸送温度を選択してください。

製品の原料の動物種を入力してください。

包装数を入力してください。

総重量及び実重量を入力してください。

備考

備考

更新

明細登録

前の画面に戻る

↑  
上に戻る

# ■ 申請情報明細登録

申請情報明細登録画面

一元的な輸出証明書発給システム

メニュー    FAQ    ヘルプ    ログアウト

---

申請情報明細登録画面（欧州連合 ケーシング 衛生証明）

明細番号	0001
------	------

**商品情報**

製品の詳細	英語	必須	Frozen Beef,Frozen pork
施した処理	日本語	必須	スライス

**備考**

備考	欧州連合 ケーシング 衛生証明
----	-----------------

確認

一覧に戻る    前の画面に戻る

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

## 3.2 英国

### 3.2.1 衛生証明書

画面下部に表示されるボタンは、入力状況によって異なります。

申請書明細は最大 1 個まで登録可能です。2 個以上の場合は別途追加で申請してください。

#### ■ 申請書入力

申請書入力画面 (英国 ケーシング 衛生証明)

前証明書番号 半角英数字

**輸出業者情報**

名称	英語	Yushutsu Tarou
所在地	英語	1-1-1, MaruChou, Fuchu Shi, Tokyo
所在地(国)	英語	Japan
ISO 国名コード		112222

**輸入業者情報**

名称	英語	Abcd Foods Inc.
所在地	英語	123 Xxx Rd, Dummy, Abc A11 1A1, Canada
所在地(国)	英語	china
ISO 国名コード		111111

**生産・加工・保管施設情報**

製造施設	認定番号	JP444444M	認定
	名称	英語 必須 Maru Maru plant	
	所在地	都道府県 必須 宮城県	
		市町村 必須 仙台市青葉区	
	所在地	英語 必須 1-1-5, MaruChou, Maru Shi, Tokyo	

荷送人を入力してください。

荷送人住所・連絡先を入力してください。

荷受人を入力してください。

荷受人住所・連絡先を入力してください。

認定番号(食肉製品製造施設)を入力してください。

施設名称(食肉製品製造施設)を入力してください。

所在地(食肉製品製造施設)を入力してください。

その他入力項目

原料ケーシング由来動物の生産国	英語	必須	JAPAN
原料ケーシングの生産国	英語	必須	JAPAN
輸送温度		必須	<input type="checkbox"/> 常温 <input checked="" type="checkbox"/> 冷蔵 <input type="checkbox"/> 冷凍
製造年月日(開始)		必須	2022-03-08
製造年月日(終了)		必須	2022-03-08
ロット番号/Batch No.		必須	210322-01,210322-02
動物の種類	英語	必須	bovines
合計梱包の数	数量	必須	10
	単位	必須	Barrel
合計正味重量	重量	必須	2000.00
	単位	必須	kg
合計総重量	重量	必須	2000.00
	単位	必須	kg
要件 1 (牛、羊又は山羊に由来するケーシングの要件) ②	<input type="checkbox"/> (i) ケーシングの由来の動物は、委員会決定第2007/453号において、無視できるBSEリスクと分類されている国で生まれ、継続して飼養され、と畜されていた。 <input checked="" type="checkbox"/> (ii) ケーシングの由来の動物は、委員会決定第2007/453号において、管理できるBSEリスクと分類されている国で生まれ、EU規則第999/2001号附則5の1(a)(iii)に規定されるSRMを含まず(牛に限る。)、と畜時に頭蓋内にガスを注入する方法又はドッキングが行われていない。 <input type="checkbox"/> (iii) ケーシングの由来の動物は、委員会決定第2007/453号において、不明のBSEリスクと分類されている国で生まれ、EU規則第999/2001号附則5の1(a)(iii)に規定されるSRMを含まず(牛に限る。)、と畜時に頭蓋内にガスを注入する方法又はドッキングが行われておらず、OIE陸生生物コードに規定される肉骨粉及び骨髄がさが給飼されていない。		
要件 2 (牛、めん羊、山羊又は豚に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件) ※英国向け以外 ②	<input checked="" type="checkbox"/> (i) ケーシングが製造及び発送された区域は、規則第2016/429号第230条(1)に基づき委員会によって採択された膀胱又は腸が由来する動物の生鮮肉の輸出が認められる第三国及び地域のリストに掲載されている。 <input type="checkbox"/> (ii) 製造の過程において、20℃以上で連続30日間以上、以下のa又はbのいずれかの塩漬処理がされている(該当する項目に✓印を付すこと。) <input type="checkbox"/> a. NaCl (乾燥粉末又は飽和食塩水 (水分活性0.80未満)) <input type="checkbox"/> b. リン酸混合物 (重量比: 86.5%NaCl, 10.7%Na2HPO4, 2.8%Na3PO4) (乾燥粉末又は飽和溶液 (水分活性0.80未満))		
要件 3 (牛、めん羊、山羊又は豚以外の動物に由来する膀胱又は腸を原料とするケーシングの要件) ※英国向け以外 ②	<input checked="" type="checkbox"/> (i) 連続30日間以上、NaClを用いて塩漬処理がされている。 <input type="checkbox"/> (ii) 漂白されている。 <input type="checkbox"/> (iii) コキの後、乾燥されている。		
要件 4 (英国向けケーシングの要件) ②	<input checked="" type="checkbox"/> (ii) 連続30日間以上、NaClを用いて塩漬処理がされている。 <input type="checkbox"/> (iii) 漂白されている。 <input type="checkbox"/> (iv) コキの後、乾燥されている。		
輸出検査申請を予定する動物検査所	必須	横浜動物検査所	

該当する輸送温度を選択してください。

製品の原料の動物種を入力してください。

包装数を入力してください。

総重量及び実重量を入力してください。

備考

備考

明細登録

前の画面に戻る

上に戻る

# ■ 申請情報明細登録

申請情報明細登録画面

## 一元的な輸出証明書発給システム

[メニュー](#) [FAQ](#) [ヘルプ](#) [ログアウト](#)

### 申請情報明細登録画面 (英国 ケーシング 衛生証明)

明細番号	未採番		
<b>商品情報</b>			
製品の詳細	英語	必須	Frozen Beef,Frozen pork
施した処理	日本語	必須	スライス
<b>備考</b>			
備考			

[確認](#)

[一覧に戻る](#) [前の画面に戻る](#)

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries